

野田市広告付番号案内表示機等設置事業公募型プロポーザル募集要領

野田市では、市民課窓口における利便性向上と広告収入から得られる収入を市民サービスの向上に活用することを目的として、公募型プロポーザル方式により設置事業者を選定することとし、次のとおり本事業を実施する事業者を募集します。

1 事業名

野田市広告付番号案内表示機等設置事業

2 設置場所

所在地 野田市鶴奉7番地の1

野田市庁舎1階市民課窓口

開庁時間 日曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。

(※業務体制の変更により、変動の可能性あり)

閉庁日 土曜日、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定

する休日)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

3 設置期間

野田市が指定した場所に設置した日から5年間とする。

4 発注者

野田市長 鈴木 有

5 事業概要

- (1) 市役所庁舎市民課窓口に広告付番号案内表示機等を設置し、番号案内及び行政情報、企業広告等を放映する。
- (2) 事業については、広告付番号案内表示機等を提供する事業者の無償提供とする。
- (3) 事業の実施にかかる一切の費用(機器等の設置、運用、維持、撤去及び処分、既存の機器の撤去、広告主の募集、広告の製作、電気料その他広告事業の実施にかかる費用)については事業者の負担とし、本市の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 行政情報については、事業者が変更になった場合であっても、引き続き従前と同じ内容を放映できること。
- (5) 広告掲載料は、事業者として決定した者が、企画提案書に提示した方法で算出した金額を本市へ納入すること。

6 目的

- (1) 市民課窓口の利用環境の向上
- (2) 市民課窓口の混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4) 番号案内表示機等の設置、運用費用の削減

7 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 公共施設における広告付番号案内表示機等の設置事業について、過去2年間に契約の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者ではないこと。また、同条第2項に規定する参加の制限を受けている者ではないこと。
- (4) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者ではないこと。なお、参加申込書類の提出期限から受注候補者が特定するまでの期間に、野田市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産法手続開始の申立、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生手続の申立をしていない者であること。ただ

し、会社更生法に基づく更生手続の開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者はこの限りではない。

- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行った者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号または第6号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

8 応募の手続き等

(1) スケジュール

- ① 本要領の配布 令和4年12月1日（木）～12月12日（月）
- ② 質疑書の提出期間 令和4年12月1日（木）～12月12日（月）
- ③ 質疑書への回答 令和4年12月15日（木）まで
- ④ 応募書類の受付 令和4年12月20日（火）～27日（火）
- ⑤ プレゼンテーション 令和5年2月2日（木）
（実施日は応募申込者に1月10日（火）までに通知します。）
- ⑥ 選定結果の通知 令和5年2月
- ⑦ 協定書締結 令和5年3月
- ⑧ 番号案内表示機設置期限 令和5年8月中旬
- ⑨ 事業運用開始 令和5年8月下旬

(2) 応募方法

- ① 募集要領・仕様書の配布
配布期間 令和4年12月1日（木）～12月12日（月）
配布方法 野田市役所のホームページからダウンロードによる。
<https://www.city.noda.chiba.jp/index.html>
- ② 質疑書の提出及び回答
企画提案に関する質疑は、すべて質疑書によるものとします。質疑がある場合には、次のとおり質疑書を提出してください。
受付期間 令和4年12月1日（木）～12月12日（月）午後5時まで
提出方法 「質疑書」によりEメールまたはFAXで市民課に提出してください。
メールアドレス simin@mail.city.noda.chiba.jp
TEL 04-7199-2020
FAX 04-7123-1088
※提出にあたっては必ず質疑書の着信を市民課に電話にて確認すること。
回答方法 令和4年12月15日（木）までに、EメールまたはFAXで回答。

- ③ 応募書類の受付
提出期間 令和4年12月20日（火）～27日（火）
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜日を除く）
提出先 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所市民生活部市民課受付係
提出方法 市民課に直接持参、もしくは郵送（提出期間内必着のこと）

提出書類

- 【応募申込書類】 各1部
- 1. 応募申込書（様式第1号）
- 2. 企画提案書（様式第2号）
- 3. 申立書（様式第3号）
- 4. 事業者概要書（様式第4号）
- 5. 登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
- 6. 印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
- 7. 納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
 - ・国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書）
 - ・法人市民税の納税証明書（最新事業年度のもの）
- 8. 決算書（最新のもの）

9. 見積書 (様式第5号)
【企画提案書類】各10部(原本1部、写し9部)

1. 企画提案書(様式第2号)
2. 企画提案書の記載事項

企画提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

- (1) 設置設備の概要及び仕様
- (2) 番号表示システムの機能及び操作方法
- (3) 色合い、デザイン及び安全面について配慮した点
- (4) 広告の作成方法、放映方法及び仕様
- (5) 行政情報の作成方法、放映方法及び映像構成
- (6) 広告の審査及び確認体制
- (7) 独自の提案、工夫した点
- (8) 事業者の概要及び類似業務の実績
- (9) 導入時及び運用時における管理体制
- (10) 事故等の対応
- (11) 導入スケジュール

・注意事項

1. 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができます。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。
2. 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。
3. 企画提案書等は、事業者選定以外に提案者に無断で使用することはありません。
4. 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とします。
5. 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
6. 企画提案書は、1者につき1案とします。

9 審査項目及び評価方法

(1) 得点配分

- ① 技術得点：50点
- ② 価格得点：50点

(2) 提案内容は、別紙企画審査基準及び配点一覧の配点に得点化する。
また、「評価項目」の各項目について、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や的確な追加提案があった場合には、これを高く評価する。

(3) 評価主体

評価は「野田市広告付番号案内表示機等設置事業者選定委員会」が行います。
選定委員会は、野田市職員による計6名の委員で構成されております。

(4) プレゼンテーション

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施します。なお、欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

日 時 令和5年2月2日(木)

※実施日時は応募申込者宛に令和5年1月10日(火)までに通知します。

場 所 野田市役所庁舎内会議室

内 容 提案者による企画提案書類の説明(30分以内)及び質疑応答(10分)

※設置への意欲や提案の具体性、実現性などを確認します。企画提案書類の中で、特に強調したい項目を中心に説明してください。

① 出席者は3名以内としてください。

② 当日に新しい資料等の提出はできません。提出済の企画提案書類に基づき説明してください。

③ プロジェクター等の使用も可とします。ただし、機器類は応募者が用意してください。

(5) 評価方法及び結果の通知

先に提出された企画提案書類に加えプレゼンテーションの結果を総合的に評価、採点し、最高点を得た者を設置事業候補者とします。

別に定める「仕様書及び企画審査評価基準表」に従い評価、採点し選定委員1名当たり100点満点、合計600点満点で、各委員の総合評価点が最も高い点数を得た応募者を設置事業候補者として選定します。

ただし、評価が一定水準に達しない場合（各選定委員が評価・採点した合計点の総和が300点未満）は不採用とします。

・注意事項

- ① 最高点を取得したものが2者以上ある場合は、広告料の提示金額が最も高い者を設置事業候補者とします。さらに、広告料が同価である場合は、くじ引きとします。
- ② 最高点を得たものが辞退を申し出た場合や次の「10 留意事項」に該当した場合は、次順位の者を設置事業候補者とします。
- ③ 評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
結果通知については、プレゼンテーションの応募者全員に令和5年2月に書面で「プロポーザル採点結果通知書」を送付し、野田市役所のホームページにおいて公表します。

10 留意事項

次のいずれかに該当するときは、設置事業候補者としての決定を取り消します。

- (1) 審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 設置事業候補者の決定から協定書の締結までの間に、設置事業候補者の資金事情の変化等により、広告付番号案内表示機等の設置、運営の履行が困難であると野田市が判断したとき。
- (3) その他設置事業候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

11 協定書の締結

広告付番号案内表示機等の設置に当たっては、野田市と事業者との間で協定書を取り交わすものとします。

設置事業候補者に選定された者は、野田市と広告付番号案内表示機等の設置運用に係る協定の締結をするための協議を行います。協定の締結時期は、令和5年3月中を予定し、併せて広告付番号案内表示機等の設置に向けた協議を開始します。

12 その他

- (1) 企画、提案に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 審査書類は特別の場合を除き返却しません。また、審査書類は原則非公表ですが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (3) 応募者が1者の場合でも、審査、評価を実施し、選定の可否を決定します。
- (4) 応募申込後にやむを得ず応募申込を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第6号）を野田市に書面で提出すること。

13 問い合わせ先

野田市役所 市民生活部 市民課 受付係
所在地：〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
電話：04-7199-2020 FAX：04-7123-1088
Eメール：simin@mail.city.noda.chiba.jp